

当初設計額500 万円未満の工事における簡素化（試行）

当初設計金額500 万円未満の工事では、必要書類を一括にまとめた「設計額500 万円未満の工事の総括報告表」を活用するとともに、以下の簡素化を行う

1 契約関係書類（受注者作成）

1－1 建設退職金共済証紙購入状況報告書

契約金額500 万円未満の場合は、総括報告表に記載するとともに掛金収納書の提示のみとする。

2 工事書類（提出・受注者作成）

2－1 設計図書の照査結果

総括報告表により、報告する。

2－2 施工計画書

指定工法、指定仮設のある工事、一般交通に影響のある工事、振動・騒音等公衆災害のおそれがある工事以外は省略可能。

ただし、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書は単独で提出するとともに、段階確認の事前報告、安全に関する計画、火気に関する計画は総括報告表で報告する。

2－3 測量結果

総括報告表により、報告する。

2－4 工事打合簿

メール、FAX による打合せも認める。（押印不要）

2－5 材料確認書

メール、FAX による打合せも認める。（押印不要）

2－6 段階確認書（兼段階確認願）

メール、FAX による打合せも認める。（押印不要）

2－7 履行状況報告

省略しても良い

2－8 休日・夜間作業届

メール、FAX による打合せも認める。（押印不要）

2－9 再資源化等完了報告書

最終請負金額が500 万円未満なら提出不要

2－10 創意工夫・社会性資料

提出不要

2－11 工程管理資料

バーチャート等の簡易なものでも良い

2－12 出来形管理資料

出来形図（設計図に実測寸法を入れたもの）で可とする。

2-13 品質管理資料

表形式のもので良い

2-14 交通誘導員の配置及び勤務実績資料

原則として提示は求めないが、完了時に提出は必要

3 工事書類(提示・受注者作成)

産業廃棄物管理票及び産業廃棄物処理委託契約書をのぞき検査時に準備不要とする。

ただし、必要により提示を求めることがあるので整理しておくこと。 _